

令和7年12月5日

内閣府公益法人行政担当室 御中

一般社団法人 信託協会

「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）（素案）」
に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）（素案）」に関する意見について

番号	該当箇所	意見等
1	第2章第2節 43頁、45頁	「イ 判断基準の表」において、審査時に必要と考えられる書類・証憑類が例示されているが、あくまで例示の位置づけであり、同様の説明ができる資料でも認められることをガイドラインに記載していただきたい。 特に、都道府県の行政庁と形式面での共通認識は、ガイドラインに具体的に記載することで共有することが望ましいと考える。
2	第3章第1節 第3 68、69頁	雇用関係にない信託銀行（受託者）及びその関連会社のOBについて、信託銀行（受託者）及びその関連会社のOBであるという理由のみで法第9条3号に規定する「その他受託者と特別の関係にある者」には該当しないと考えている。信託銀行（受託者）OB及びその関連会社のであっても信託管理人に就任できるという理解でよいか。
3	第4章第1節第2 103頁	「信託行為の内容を証する書面は、行政庁による公表の対象」と記載されているが、信託行為を開示する際に契約書や遺言の写しを使用する場合、印影は開示対象とすべきではない。
4	第4章第1節第3 147頁 第4章第1節第9 157頁 第5章第2節第2 224頁	142頁の「イ 信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類（同項第2号）」において、「・・・承諾したことと証する書面は、信託管理人となるべき者の署名等した書面のほか、当該者（本人）からの電子メールなどが想定される。」と記載されている。 147頁の「新受託者又は新信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類」 157頁の「最終計算書に係る信託管理人及び帰属権利者の承認があったことを証する書類」 224頁の「信託管理人の承認を受けたことを証する書面」 のいずれについても、142頁と同様に「なお、承認したことを証する書面は、信託管理人となるべき者の署名等した書面のほか、当該者（本人）からの電子メールなどが想定される。」を記載していただきたい。 また、仮に電子メールそのものが認められないとしても、信託管理人となるべき者の署名等した書面をPDFファイル化したもののが認められるか確認したい。

番号	該当箇所	意見等
5	第5章第1節第2 177頁 第5章第1節第3 181頁	<p>181頁の3つ目の○において「公益事務割合が70%に満たない信託事務年度が発生した場合は、公益信託認可基準に抵触することになり、行政庁は、監督処分等を行うことを検討する。ただし、(1) 公益信託認可を受けた初年度(変更認可を受けて公益事務の内容が大きく変更された場合等を含む。)、(2) 公益信託の終了が1~2年の間に見込まれる年度、(3) 公益信託の目的に照らして公益事務の拡大等が困難な場合等で、公益事務割合が70%に満たないことがやむを得ない場合には、直ちに監督処分等を行うようなことはしないものとする。なお、公益信託がこのような状況にある場合には、その理由及び改善の取組について、信託概況報告に記載し、説明責任を果たす必要がある。」との記載により、認可済みの公益信託について、一時的な公益事務割合の低下への対応方法が明確化されたことは評価する。</p> <p>一方で、177頁の3つ目の○において「なお、受託者・信託管理人の信託報酬については、管理費に計上する。公益法人制度にあっては、「役員報酬のうち、事業へ従事することの対価であると認められる部分」については事業費に該当し、「個別の事業実施に直接かかわりのない役員報酬」は管理費に該当すると整理されているが、公益信託においては信託報酬等の一部を事業費に按分することは認められない。ただし、公益事務に跡付けることができる費用と整理できるのであれば、受託者の職員給与や役員報酬を、信託報酬から切り分けて事業費に計上することは可能である。」との記載については、貸与型その他の助成以外の事務を行う場合に信託報酬が全額管理費とされることにより公益信託認可が困難となる事例が発生する可能性は残ることから、事業費として認められる公益信託報酬の存在を、ガイドラインを形式的に当てはめることで否定すべきではなく、個別の申請案件の審査に当たっては柔軟に検討されるべきである。</p>
6	第5章第2節第1 200頁26行目	受託者が信託銀行の場合、信託事務処理として金銭を支払う場合、自社の銀行取引として銀行振込によって行なうことが一般的であり、受託者自身を相手方とする関連当事者取引に該当すると考えられるが、振込手数料の料率が、信託銀行が通常顧客に適用する金額と同じ場合、【(イ) 関連当事者との取引に含まれない事項】①に該当すると理解してよいか。
7	第7章第2節第4 262頁	<p>第4申請書及び添付書類の2つめの○の本文は、以下のとおりとすべきではないか。</p> <p>「○添付書類についても以下の点を除き、公益信託認可と同じである。 委託者の承諾書（公益信託規則第2条8号）については、提出を要しない。」</p> <p>または、委託者から承諾書を取ることが困難な個別の事情を説明することにより、提出しないことを認めていただきたい。（理由）</p> <p>移行認可の対象となる公益信託は、信託行為の別段の定めにより、信託の変更に委託者の合意を要しないことがほとんどである。そのため、変更契約に委託者の氏名・住所が現れないし、委託者に承諾書を求めることも不要である。</p> <p>また、公益信託の設定から長期間が経過していることも多く、委託者の地位が相続されている場合などでは、委託者から承諾書を取ることは困難で、委託者にとっても過剰な負担となり、移行認可の妨げとなりかねない。</p>